

2027年度整備

認可保育所

募集要項

町田市 子ども生活部 子育て推進課

1. 趣旨

町田市では、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保策等を定めた「第3期町田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）の見直しを行いました。

保育ニーズの推計結果から、南地域において1～5歳児の定員数に不足が生じる見込みのため、2027年度に認可保育所を新たに1園整備する事業者を募集します。

なお、事業の実施につきましては、2027年3月の第1回町田市議会定例会における2027年度当初予算の承認が条件となりますので、ご了承ください。

2. 募集する施設

(1) 事業内容

次の①又は②の手法で整備を行う事業者を募集いたします。

① 自己所有物件型

運営事業者が確保した土地（自己所有または賃借）に、建物を建設して保育所を新設する工事または既に存在する建物（自己所有物件や購入物件）を改修し、認可保育所を新設する整備

② 賃貸物件型

運営事業者が確保した建物（賃貸物件）を、改修工事し、認可保育所を新設する整備

(2) 定員

1歳児から5歳児を対象とし、総定員100名程度とします。

※ 整備費補助は、総定員100名の施設を上限として、予算編成を進めます。

※ 定員構成については、事業計画にてご提案ください。なお、保育ニーズの状況に応じて、町田市と協議していただく場合がございます。

※ 開設日から3年間に限り、3～5歳児の利用定員を実態に合わせることを認めます。

(3) 開所時期

2028年4月1日（予定）

(4) 募集地域

以下で示す地域において、1園募集します。

東急田園都市線 南町田グランベリーパーク駅から概ね徒歩15分
※ 別紙1の地図をご覧ください。

(5) 施設整備にかかる補助制度について
別紙2参照

(6) 開設後 賃借料補助について
別紙3参照

3. 応募資格

(1) 運営主体

運営主体は次のいずれかに該当するものとします。

ア 社会福祉法人

イ 学校法人

ウ 児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たす法人格を有する者

(2) 運営実績

2026年4月1日時点で、次のいずれかの運営実績を満たしていることとします。

ア 東京都又は神奈川県において、認可保育所を1年以上運営している。

イ 東京都又は神奈川県において、認定こども園を1年以上運営している。

(3) 財務内容

財務状況は、運営する保育事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこととします。

ア 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

イ 直近の会計年度において、債務超過になっている。

(4) 指導検査等

運営主体及び運営している施設において、過去3年間(2023・2024・2025年度)に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこととします。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様に取り扱います。

(5) 欠格事由

応募事業者またはその役員が次のいずれにも該当しないこととします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触するもの）
- イ 住民税又は法人税、固定資産税、都市計画税、所得税、消費税等を滞納しているもの
- ウ 破産法、民事再生法又は会社更生法の適用を受けているもの又は受けようとしているもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- オ 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの
- カ 申請日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出したもの
- キ 町田市工事請負契約指名競争入札参加者指名基準に規定する指名の制限に該当するもの

※ なお、必要に応じ関係機関へ、資格審査のための照会をすることがあります。

(6) その他

応募事業者またはその役員が次の事項を満たすこととします。

- ア 社会福祉事業に関する知識、経験、意欲があり、認可保育所の運営を適切に行うことができる。
- イ 認可保育所を行うために必要な経済的基礎があり、将来において安定した運営が見込める。
- ウ 認可保育所を行う者（経営に携わる役員）が社会的信望を有する。
- エ 施設を利用する保護者や地域との信頼関係を築き、様々なニーズにきめ細かく応えることができる。
- オ 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）及び「「保育所の設置認可等について」の一部改正について」（平成26年12月12日雇児発1212第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の審査基準を満たすことができる。
- カ 本要項にて提示する条件を厳守できる。
- キ 関係法令等を熟知し、遵守できる。
- ク (1)～(6)に定めるほか、不相当と認められるものでないこと。

4. 募集する認可保育所の要件等

(1) 運営の条件

ア 保育実施日

原則として、月曜日から土曜日までとします。

休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（1月29日から1月3日まで）とします。

イ 保育時間

最低11時間とし、延長保育は少なくとも1時間実施すること。

ウ 職員配置

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について及び町田市民間保育所運営費支弁要綱に規定する職員の配置基準等を満たすこととします。

<参考：民間保育所の職員配置基準>

年齢	保育士の最低配置人数	備考
1歳	5人につき1人	町田市民間保育所運営費支弁要綱による基準
2歳	6人につき1人	
3歳	15人につき1人	新基準
4歳	25人につき1人	経過措置で30人につき1人でも可※
5歳	25人につき1人	経過措置で30人につき1人でも可※

※ 今後新基準が適用された場合には、25人に1人の職員配置で運営していただきます。

(2) 建物・設備の条件

ア 市の施設検査までに建物に係る工事（備品の搬入を含む）が完了していること。

イ 土地又は建物を借用する場合は、安定的な運営を行えるよう契約期間（10年以上）及び契約内容について、貸主と十分な調整を行っていること。

ウ 入所にあたっては、市で入所決定した子ども全員を受入れること。

エ 駐車場（障がい者用駐車場1台以上を含む）、駐輪場、ベビーカー置き場が原則確保されていること。

オ 園庭（敷地内に園庭を設けられない場合は、条件を満たした代替園庭）が備わっていること。

- カ 区画された医務室（休養や処置のために柔軟に対応できる面積を確保した事務所の1区画ではない専用のもの）を設けること
- キ 町田市民間保育所等非常通報装置設置事業補助金交付要綱に規定する非常通報装置（学校110番）を設置すること。
- ク 関係法令等の要件を満たすこと。
 - ※ 子育て支援事業を目的とした多目的室の設置も可能です。ただし、事業の開始時期や実施内容については、市と協議が必要です。
 - ※ 施設整備費補助金を活用して保育所の新規整備を行った後、建物等の耐用年数経過前に保育所を廃止又は建物を除去した場合、補助金の一部返還を求める可能性があります。
 - ※ 以下の表＜参考：保育所等の耐用年数（こども家庭庁告示第9号）＞を参考にしてください。詳細については、厚生労働省ホームページ上「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」をご確認ください。

＜参考：保育所等の耐用年数（こども家庭庁告示第9号）抜粋＞

種類	構造	耐用年数	
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年	
	れんが造・石造又はブロック造	38年	
	金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が4mm超	34年
		骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年
		骨格材の肉厚が3mm以下	19年
	木造	22年	
木骨モルタル	20年		

建物附属設備	電気設備	15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15年
	冷暖房設備	13年
	消火、排煙又は災害報知設備等	8年
	家具・建具	10年

5. スケジュール

2026年6月30日	募集要項等公開
2026年6月30日～7月14日	質疑期間
2026年7月24日	質問事項への回答公開
2026年8月28日	申込締切

2026年10月上旬	選考会
2026年10月下旬	事業者の決定
2026年11月下旬～12月上旬	東京都への申請書類調整及び提出 (計画承認)
2027年1月中旬	東京都児童福祉審議会(計画承認)
2027年2月上旬～3月	設計・入札準備・入札【事業者】
2027年4月～	工事期間【事業者】
2028年1月上旬までに	東京都への申請書類調整及び提出 (設置認可)
2028年1月下旬～2月上旬	施設検査(現地確認) (市1回、東京都1回の計2回実施)
2028年3月上旬～中旬	東京都児童福祉審議会(設置認可)
2028年4月1日	開所

※ 実施設計は、次の時期に着手していただきます。

①自己所有物件型 : 2027年4月上旬予定

②賃貸物件型 : 2027年4月1日以降

※ 建築確認申請は、東京都の計画承認を受けた後となりますので、ご注意ください。

※ 施設検査(現地確認)の後、東京都児童福祉審議会を経て、認可書の交付となります。

※ スケジュールはあくまで予定であり、変更になる場合があります。

※ 着工後は、月1回工事の進捗を報告していただきます。

6. 事業予定者の選定について

(1) 選定方法

応募書類の選考を経て、2026年10月上旬にプロポーザル方式による選考を行い、事業者を選定する予定です。

なお、応募者が4事業者以上となった場合、応募書類による審査を行い、上位3事業者が選考会へ進みます。詳細については、応募書類の提出があった事業者に対し、個別に通知します。

(2) 選考基準項目

- ア 事業者の理念、計画性
- イ 運営の安定性、管理体制
- ウ 施設の構想・概要等
- エ 保育の質、保育環境

(3) 選考結果

2026年10月下旬に選考結果を通知します。その後、町田市ホームページ上に掲載します。

※ 注意事項

- ア 応募事業者数にかかわらず、選考の結果、選定されない場合もあります。
- イ 虚偽の申請等が判明した場合は、決定が取り消される場合があります。
- ウ 期日までに提出された内容で審査します。

7. 応募書類の提出について

(1) 提出書類

別紙『提出書類一覧表』のとおり。

※ 様式等は町田市ホームページからダウンロードできます。

掲載場所：トップページ > 子育て・教育 > 子育てに関する事業者の方へ
> 2027年度整備 認可保育所 事業者の募集について

(2) 提出期間

日にち 2026年6月30日(火)～2026年8月28日(金)まで
(土・日・祝日は除く。)

時間 9時～12時、13時～17時

場所 町田市役所 市庁舎2階 子育て推進課 整備係

提出方法 窓口(203)に直接持参 又は 郵送も可とします。

※ 提出方法、日時等を電話または電子メールにて、事前にご連絡ください。

※ 郵送で提出される場合は、特定記録郵便等の配達記録の残る方法で郵送してください。

(2026年8月28日(金) 必着)

送付先：〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

町田市役所 子ども生活部 子育て推進課 整備係 宛

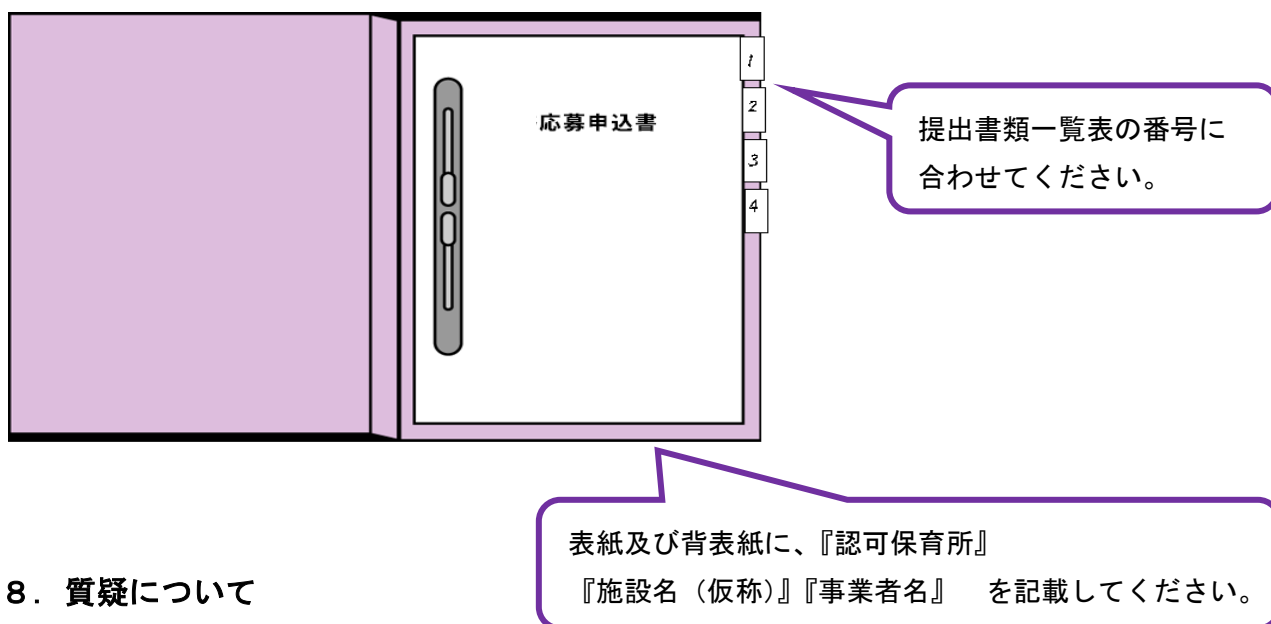
※ 提出書類に不備があった場合は、締切までに出し直せば受付します。

締め切り後に不備が見つかった場合、修正等は認めません。内容によっては、減点もしくは失格となる可能性があります。

(3) 提出方法

- ・ 正本 1 部及び副本 1 部の合計 2 部を紙ベースで提出すること。
 - ・ 原本は正本に添付し、副本にはコピーを添付すること。
 - ・ 副本は、法人や個人が特定できる部分をふせるよう加工すること。
 - ・ 提出書類は、原則 A 4 サイズとし、図面は A 3 サイズとすること。
 - ・ 提出書類の種類ごとに表紙を作成し、インデックスをつけること。
 - ・ 別紙『提出書類一覧表』にチェックを入れ、先頭に添付すること。
 - ・ A 4 サイズのフラットファイルに綴じること。
 - ・ 正本及び副本の電子データを併せて『11. 担当部課』の電子メールアドレスに送信すること（Word、Excel または PDF 形式のみ）。
- ※ 応募書類は返却不可とします。
- ※ 応募にあたっての費用はすべて応募事業者の負担とします。

<製本例>



8. 質疑について

(1) 質疑書の提出

本事業に関する質問事項は別紙「質疑書」に記載の上、電子メールに添付し、『11. 担当部課』の電子メールアドレスに送信してください。

件名は、「認可保育所質疑（法人名）」としてください。

質疑書の提出期限：2026年7月14日（火）17時まで

※ 「質疑書」は町田市ホームページからダウンロードできます。

掲載場所：トップページ > 子育て・教育 > 子育てに関する事業者のへ
> 2027年度整備 認可保育所 事業者の募集について

(2) 質疑の回答

提出された質疑書の質問事項への回答は、すべて取りまとめて、町田市ホームページに掲載します。

質疑書回答予定日：2026年7月24日（金）

9. 事業提案・実施等にあたっての留意事項

- ア 手続きに時間のかかる生産緑地の解除や、開発行為等が必要な土地については、2（3）で定める期日までに、開設が間に合わない可能性もあります。事前に関係各課と十分に調整、及び検討された上で応募してください。
- イ 保育所の整備及び運営にあたっては、近隣住民及び地域関係者（教育・保育施設、自治会等）に対して、応募段階及び事業者決定後等において、十分に説明（説明会を開催する等）を行い、理解を得るようにしてください。特に車による送迎時の駐車場の確保や、保育時の騒音対策等については、事業者の責任において十分に説明し、誠実に対応してください。
- ウ 近隣住民及び地域関係者（教育・保育施設、自治会等）の理解が得られない等、何らかの理由において、2（3）で定める期日までに開所できない場合、補助金は交付いたしません。申請は取り下げさせていただきます。
- エ 応募のために支出した費用等については、すべて応募事業者の負担となりますので、応募時点の不動産の売買、賃貸借契約、金融機関からの借入れ、建物の整備に係る設計業務への支出等については、慎重に判断してください。
- オ 賃貸借契約の内容協議や契約締結については、土地・建物所有者と事業者の責任において実施してください。本件に関して両者間でトラブルが発生したとしても、町田市はその一切の責任を負いかねますので、ご留意ください。
- カ 工事業者の入札及び契約については、市と調整の上、行ってください。
- キ 工事全般にわたり、騒音、振動等環境対策に十分配慮し、事業者の責任において対策を講じてください。
- ク 本件申請における関係機関・団体・近隣住民との調整・紛争等の解決については、事業者の責任において誠意をもって対応してください。
- ケ 2028年度末までに、東京都福祉サービス第三者評価を受審してください。
- コ 整備過程において、指摘事項等に基づき、内容の修正をしていただく場合があります。
- サ 開所後は、少子化などの社会情勢に鑑み、入所率や運営状況を踏まえ、状況に応じて閉園に向けての協議をする場合があります。

シ 事業の実施については、予算の承認を条件とします。

10. 関係法令等

認可保育所の整備に関して、それぞれ関係する法令・通知等を熟知し遵守するとともに、本要項に記載した条件を満たすこととします。

- ア 児童福祉法
- イ 子ども・子育て支援法
- ウ 建築基準法
- エ 都市計画法
- オ 消防法
- カ 建築物バリアフリー条例
- キ 東京都建築安全条例
- ク 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ケ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- コ 東京都保育所設備・運営基準解説
- サ 町田市福祉のまちづくり総合推進条例
- シ 町田市景観条例
- ス 町田市保育所運営費加算補助金交付要綱
- セ 町田市民間保育所運営費支弁要綱
- ソ 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- タ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
- チ 町田市民間保育所等非常通報装置設置事業補助金交付要綱

その他関係する法令等を遵守してください。

11. 担当部課

町田市役所 子ども生活部 子育て推進課 整備係

電話 042-724-4467

FAX 050-3101-9459

Email mcity8300@city.machida.tokyo.jp